

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-2 日本ビル6階

TEL. 03-3241-7135

http://www.shintaku-kyokai.or.jp

本資料は、信託制度の概要や信託業界の動向等を紹介し、 信託の観念の普及を目的として作成しているものであり、個別 の金融商品の勧誘・推奨を目的としたものではありません。





信託制度は、社会からの期待、ニーズに応じた様々な機能を提供、発揮することにより、 わが国の社会・経済の重要なインフラとして発展を続けており、 信託財産総額は、約800兆円の規模に達しています。

# 信託機能の活用による経済・社会への貢献

信託の存在感が高まる中、信託の機能を最大限活用して、社会や経済の発展に一層貢献してまいります。

平成 25 年度税制改正において「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」が措置されたことを受けて、平成 25 年 4 月から「教育資金贈与信託」の取扱いを開始しました。「教育資金贈与信託」は、高齢者から若年層への金融資産の世代間移転により消費活性化を促し、それをもって経済浮揚の一助となるだけでなく、少子高齢化が進んでいるわが国において、若年層の教育や人材育成のサポートという社会的要請の面でも貢献しています。

信託は、このような高齢者の持つ金融資産の世代間移転の促進や、民間資金を活用した社会インフラの整備など、様々な社会への貢献が考えられ、信託の特性を生かして、わが国社会・経済における諸課題に対応すべく、ニーズに合った新しい商品やサービスをタイムリーに提供し、信託の担い手として責任を果たしてまいります。

# 信託の担い手としての「受託者責任」の発揮

信託は、受託者に対する高度な信頼を前提に成り立つ制度であり、その受託者には、「受託者責任」が求められるということを私ども信託の担い手は常に強く意識するとともに、お客様の信頼に応える高い倫理意識を堅持してゆかなければなりません。

さらに、信託財産の管理・運用者として、高度な専門性を発揮するとともに、変化の激しい環境下、種々のリスクに対しても思慮深く注意を払いながら業務を行うことで信頼の向上に努めてまいります。





U	信託の仕組み
2	信託兼営金融機関と信託会社等の概要 4
	信託業の担い手
	信託兼営金融機関、信託会社、グループ企業内の信託、技術移転機関(承認TLO)
	信託サービスの利用者の窓口
	信託契約代理店および相続関連業務等に関する代理店、金融商品取引業者
	传·北小巫·北柳河 //=> 6/
U	信託の受託概況(信託の機能別分類に基づく計数)・・・・・・5
4	主な信託商品等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1個人向け7
	金銭信託
	教育資金贈与信託 投資信託
	不動産業務
	家族信託、相続関連業務
	2 法人向け10
	年金信託
	ESOP信託 財産形成信託
	資産流動化の信託
	知的財産権の信託
	排出権の信託 担保権の信託(セキュリティ・トラスト)
	受益証券発行信託
	有価証券の信託
	証券代行業務 不動産業務
	3公益•福祉14
	<b>3 五金*悃祉</b>
	特定寄附信託
	特定贈与信託
	後見制度支援信託
5	信託業界・協会を巡る動向17
	1 主な出来事
	税制改正要望
	規制・制度の改革に関する提案
	リーフレット「教育資金贈与信託」の発行 第88回信託大会の開催
	2信託業界のあゆみ19
	3 信託業界の動き20
6	信託協会の概要21
	1日6七月7年世
	1目的および事業21
	2組織21
	3信託協会加盟会社一覧(平成25年7月現在) … 22

# 信託兼営金融機関と 信託会社等の概要

#### 受託者の義務

#### ●善管注意義務

受託者は、善良な管理者の 注意をもって信託事務の処 理をしなければなりません。

#### ●忠実義務

受託者は、受益者のため忠 実に信託事務の処理をしな ければなりません。

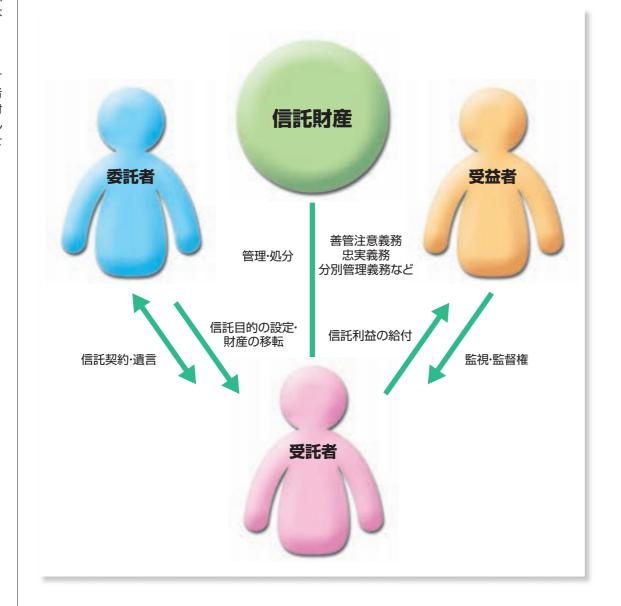
#### ●分別管理義務

受託者は、信託財産に属す る財産と固有財産(受託者 の個人財産)や他の信託財 産に属する財産とを、分別し て管理しなければなりませ

信託とは、「委託者が信託行為(例えば、信託契約、遺言)によってその信頼できる人(受 託者)に対して金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従っ て受益者のためにその財産(信託財産)の管理・処分などをする』制度です。

このように信託では、相手への信頼が前提となっており、それだけに受託者には、信託法、 信託業法において、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務といった厳しい義務が課せ られています。

## ■信託の仕組み



# 信託業の担い手

	設立根拠法	免許·登録	組織形態	最低資本金の額	営業保証金の額	主な取扱業務
信託兼営金融機関	銀行法(設立) 建2 兼営法(鼠業務の認可)	免許 (註2)	銀行等の 金融機関	20億円	2,500万円	信託業務 併営業務 銀行業務
運用型信託会社 (運用型外国信託会社を含む) 注3	信託業法	免許	株式会社	1億円	2,500万円	信託業務 兼業業務
管理型信託会社 (管理型外国信託会社を含む) 注3	信託業法	<b>登録</b> (3年毎に更新)	株式会社	5,000万円	1,000万円	管理型信託業務 兼業業務
グループ企業内の信託	信託業法	届出	会社	_	_	同一の会社集 団が保有する 資産の管理
技術移転機関 (承認TLO)	信託業法	登録	法人	_	1,000万円	特定大学技術移転 事業に該当する信 託の引受け

#### ■信託銀行等の店舗の設置状況(平成25年3月末現在)

胡りた	開 <b>り」 ひ 回 (人 )                                 </b>																	
比海道		北			北		中	部	近		中	玉	匹	玉	九	州	合	計
5	5		24	17	(	9	2	8	16	86	1	2	Ę	5	2	0	49	99

(注) 本表は、信託銀行等の店舗数です。これ以外に地方銀行等(1,408店)が信託業務を営んでいます。

# 信託サービスの利用者の窓口

#### 信託契約代理店および相続関連業務等に関する代理店

#### 製置状況(亚母25年2月末現在)

店舗数

改旦人况(平成25年3月末現在)							(単位:行・金庫・組合・社・人、店舗)
						代理店数	取扱店舗数
		信言	氏銀行・	都市銀	行 等	9	1,724
2+	金	地	方	銀	行	60	2,329
法		第	二地	方 銀	行	26	698
	融	信	金	中	金	1	19
		信	用	金	庫	53	889
	機	商	I	中	金	1	95
		信	用	組	合	1	1
	関	信用	農業協同	司組合連	合会	15	26
ı		農	業協	同 組	合	58	320
人			Ī	†		224	6,101
		事	業	会 社	等	42	770
		個		人		3	3
			合 計	ŀ		269	6,874

#### 金融商品取引業者

第二種金融商品取引業者は、信託受益権の販売を行うことができます。

信託受益権の販売は、金融商品取引法上、第二種金融商品取引業または登録金融機 関業務として規制されています。

(注1)信託兼営金融機関に

は、信託銀行、都市銀

- 注2 銀行以外の金融機関の 設立、免許、組織形態お よび最低資本金の額 は、それぞれの根拠法 によります。
- 23 平成25年6月末現在 で、運用型信託会社7 社、管理型信託会社8 社が営業しています。

# 信託の受託概況(信託の機能別分類)

- (注1) 本表の計数は、信託協 会が作成した複数の統 計資料を利用して作成 した概数です。また、機 能別分類の内訳には、 主な信託商品を掲載し ています。
- (注2) 資産運用型信託とは、 受託者(信託銀行等)が 自らの裁量により資産 を運用する信託をいい ます。
- 注3 資産管理型信託とは、 受託者が委託者等の指 図に基づき資産を管理 する信託をいいます。 なお、再信託とは、信託 銀行が委託者になった ものをいいます。
- 注4 資産流動化型信託とは、 資産の流動化を図り、 原資産保有者が資金調 達を行うための信託を いいます。

# 信託の受託概況(信託の機能別分類に基づく計数)(3月末現在)

	機能別分類	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
資	産運用型信託 注2	112.7	104.0	110.7	116.9	121.7
	金銭信託	36.5	25.8	26.8	28.3	27.6
	年金信託	34.9	33.4	34.8	33.8	35.8
	金銭信託以外の金銭の信託	1.9	1.4	1.6	2.2	1.5
	有価証券の信託	36.4	39.8	43.8	48.9	53.2
	包括信託	2.8	3.3	3.5	3.4	3.3
資	産管理型信託 <b>注3</b>	543.9	574.1	574.8	561.6	592.6
	金銭信託	88.0	101.1	96.7	93.9	95.7
	年金信託	45.0	43.5	43.0	42.6	42.0
	投資信託	98.0	102.2	106.1	103.0	111.1
	金銭信託以外の金銭の信託	11.2	10.7	9.9	10.2	12.0
	再信託	235.4	249.1	252.4	245.3	261.8
	包括信託	66.0	67.2	66.4	66.3	69.9
資	産流動化型信託 (達4)	66.7	63.5	59.9	60.0	58.5
	金銭債権の信託	39.6	37.2	34.5	34.4	32.5
	不動産の信託	26.4	25.8	24.9	24.9	25.3
	その他とも合計	743.7	761.3	767.3	761.1	797.1

(注)「包括信託」とは、金銭、有価証券など複数の種類の財産を同時に信託するものです。

# 主な信託商品等

1 (	人向け		
	金銭信託 P7	●教育資金贈与信託 P7	●投資信託 (窓口販売) P8
	●不動産業務 〈併営業務〉 P8	●家族信託 P9	●相続関連業務 〈併営業務〉 P9
2 ½	と 人向け		
	争年金信託 P10	●ESOP信託	
	財産形成信託 (P11)	●資産流動化の信託 P11	
	知的財産権の信託 P12	●排出権の信託 P12	●担保権の信託 (セキュリティ・トラスト) P12
	受益証券発行信託 P12		
	●有価証券の信託 P13	●証券代行業務 〈併営業務〉 P13	●不動産業務 〈併営業務〉 P13

●公益信託

- ●特定寄附信託
- ●特定贈与信託

P14

- ●後見制度支援信託
  - P16

P14

- (注) 1. この他に、信託兼営金融機関では、預金、貸出、為替、保険の販売など銀行の業務も取り扱っています。
  - 2. 以下、本冊子での「信託銀行等」は「信託兼営金融機関および信託会社」をいいます。
  - 3. 取扱商品、取扱業務の後のページ番号は、本冊子での説明ページです。

P15

# 1 個人向け

# 金銭信託

教育資金贈与信託の

創設の背景

平成25年度税制改正にお

いて「直系尊属から教育資

金の一括贈与を受けた場合

の贈与税の非課税」が措置 されたことを受けて、信託

銀行等は、平成25年4月か

ら「教育資金贈与信託」の取

なお、この特例措置は、平成

27年12月31日までの間

に信託されたものに限り適

扱いを開始しました。

用されます。

金銭信託には、いろいろな種類があり、目的に合わせて利用されています。

例えば、元本補てん契約付の合同運用指定金銭信託(一般口)や運用実績に応じて収 益金が支払われる実績配当型の金銭信託があり、顧客のニーズに応じた貯蓄手段として、 広く利用されています。

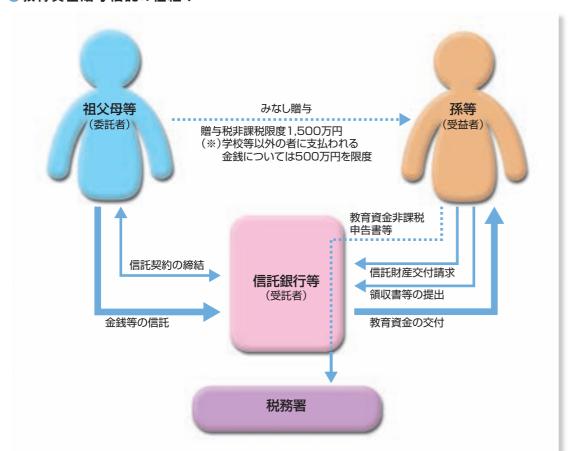
# 教育資金贈与信託

教育資金贈与信託は、孫等の教育資金として祖父母等が信託銀行等に金銭等を信託し た場合に、1.500万円(学校等以外の教育資金の支払いに充てられる場合には500万円) を限度として贈与税が非課税となる信託です。

この信託では、贈与をする者は、贈与を受ける者の祖父母等の直系尊属に限られ、また、 贈与を受ける者は、信託を設定する日において30歳未満の個人に限られています。

なお、契約数は 9.717 件、新規設定額は 680 億円 (平成 25 年 5 月末現在) となって います。

#### 教育資金贈与信託の仕組み



# 投資信託

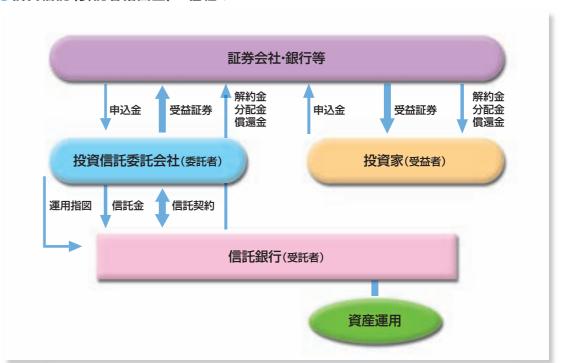
投資信託は、個人投資家等から集めた資金をまとめて、専門家が投資家に代わって有価 証券や不動産などに運用し、その運用成果を投資家に分配する信託です。

信託銀行は受託者として、財産管理機能を発揮して投資信託財産の管理を行っていま

また、信託銀行をはじめ各種金融機関は、顧客の資産運用のニーズの多様化に応えるた め、投資信託の窓口販売を行っています。

なお、受託残高は、111 兆円(平成25年3月末現在)となっています。

#### ●投資信託(委託者指図型)の仕組み



(注)投資信託には、投資信託委託会社が受託者である信託銀行に運用指図を行う「委託者指図型投資信託」と信託銀行 が自らの裁量で運用を行う「委託者非指図型投資信託」があります。

## 不動産業務

信託銀行は、住宅や店舗・ビル等の売買・賃貸借の仲介、不動産会社との提携による マンション・住宅の分譲等、さまざまな不動産業務を展開しています。

また、専門スタッフを多数擁し、全国に広がる店舗を駆使してサービスの提供に努めてい ます。

# 家族信託、相続関連業務

高齢者の資産の蓄積や核家族化の進展により、財産の円滑な承継を行うための有効な 手段として、家族信託や相続関連業務が期待されています。

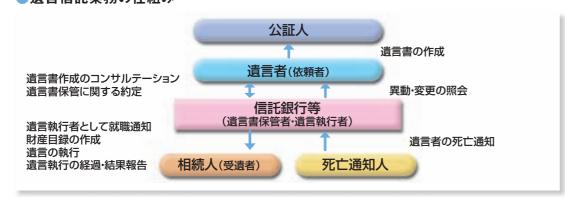
信託銀行等では、このようなニーズに応えて、例えば、本人の生存中は本人を受益者とし、 死亡後は本人の子・配偶者などを受益者とする『遺言代用信託』、本人の生存中は本人を 受益者とし、死亡後は本人の配偶者を、配偶者の死亡後はさらに本人の子を連続して受益 者とする『後継ぎ遺贈型の受益者連続信託』といった家族信託のほか、遺言書の保管から 財産に関する遺言の執行までを行う『遺言信託業務』、相続財産目録の作成や遺産分割手 続き等を行う『遺産整理業務』といった相続関連業務を行っています。

なお、遺言代用信託の平成 24 年度の新規受託件数は 18.742 件 (平成 23 年度 64 件) と利用が増えています。

#### ●後継ぎ遺贈型の受益者連続信託のイメージ



### ●遺言信託業務の仕組み



#### ■相続関連業務の実績の推移(3月末現在)

					平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
滇	貴言	書の	保 管	件数	65,612	68,911	72,333	75,975	81,457
	保	管	の	み	7,175	6,142	5,948	5,820	5,838
	執		行	付	58,437	62,769	66,385	70,155	75,619
道	貴	産	整	理	2,695	2,699	2,951	3,147	2,984

(注)遺言書の保管件数は、年度末現在の計数、遺産整理の計数は年度中の実績です。

# 2 法人向け

# 年金信託

企業年金制度は、民間企業や団体が従業員に対して、退職後の所得を保障する目的で 独自に行う年金制度で、上場企業の多くが採用しています。

信託銀行では、厚生年金基金信託、確定給付企業年金信託および確定拠出年金信託 を取り扱っており、年金資産の管理・運用を行うとともに、加入者・受給者の管理、年金 数理計算、給付金の支払いなどを行っています。

なお、年金数理計算を行う専門スタッフとして、年金数理人 175 人、アクチュアリー 176 人(平成25年3月末現在)を擁しています。

また、自営業者等の老後の所得保障の充実を目的とした国民年金基金制度に基づき、信 託銀行では国民年金基金信託も取り扱っており、受託残高は 3 兆 1.460 億円 (平成 25 年3月末現在)となっています。

#### ●企業年金の受託概況(平成25年3月末現在)



#### ESOP信託

(単位:件)

近年、米国の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に信託スキームを 活用した『ESOP 信託』が注目されています。この信託には、従業員に信託を通じて自社 の株式を交付する「株式給付型」や従業員持株会の仕組みを発展させた「持株会型」があり、 従業員の福利厚生制度の充実などに寄与しています。

#### 確定給付企業年金

確定給付企業年金は、将来 にわたって約束した給付を 支給する企業年金制度で す。確定給付企業年金には、 規約型企業年金と基金型企 業年金があります。

#### 確定拠出年金

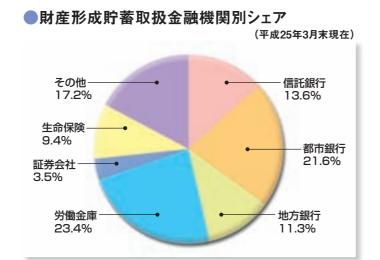
確定拠出年金は、従業員(委 託者)の指示による積み立 て期間中の運用の成果によ り、将来受け取る給付額が 変動する制度です。

確定拠出年金には、企業型 年金と個人型年金がありま

- (注1) 受託件数は、共同受託の 場合は重複計上を避け るため幹事会社をベー スに計上しています。
- 注2 本表の受託残高は時価 ベースです。
- 注3件数は厚生年金基金が 基金数、確定給付企業年 金が制度数、確定拠出年 金が規約数です。
- 第4 確定給付企業年金の件 数および残高は、規約 型および基金型の合算 値です。

# 財産形成信託

勤労者の計画的な財産形成を促進し、その生活の安定を図ることを目的とした勤労者財産形成促進制度に基づき、信託銀行では、財産形成信託、財産形成年金信託、財産形成住宅信託等を取り扱っています。

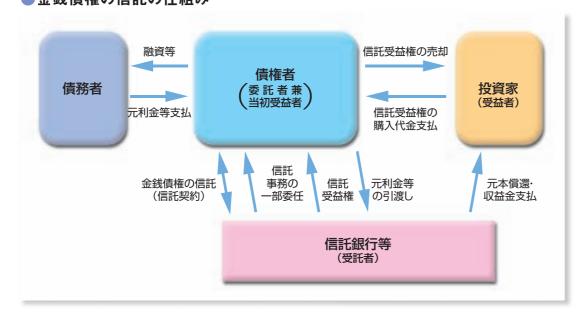


## 資産流動化の信託

資産流動化の信託は、金融機関、企業の財務の改善や資金調達の方法として利用されています。主なものとしては、金銭債権の信託や不動産の信託があり、受託残高は58兆円(平成25年3月末現在)となっています。

このうち、金銭債権の信託には、企業が保有する売掛債権を信託する『売掛債権信託』、金融機関が保有する住宅ローン債権等の貸付債権を信託する『貸付債権信託』、リース・クレジット会社が保有する債権を信託する『リース・クレジット債権の信託』などがあります。

#### ●金銭債権の信託の仕組み



# 知的財産権の信託

知的財産権の信託は、権利侵害からの保護、効率的な管理および資金調達のための手段として特許権、著作権などの知的財産権を信託するもので、例えば、企業が保有する特許権の一括管理を目的とした『特許権の信託』などがあります。

# 排出権の信託

地球温暖化問題への対応として、温室効果ガス削減の取組みが行われている中で、排 出権の活用が期待されています。

排出権の信託は、排出権の取得・管理・処分を円滑化に行うことを目的としたものです。 例えば、大量の排出権を保有する企業が排出権を信託銀行等に信託し、排出権の需要の ある企業に対して小口化した信託受益権を譲渡するスキームや、排出権の購入を希望する 企業が金銭を信託銀行等に信託し、信託銀行等が購入した排出権を当該企業に対して提 供するスキームなどがあります。

# 担保権の信託(セキュリティ・トラスト)

担保権の信託は、担保権の管理を目的として、信託を担保権設定の方法で設定するもので、シンジケートローンなどにおいて利用されています。

## ●担保権の信託の仕組み



## 受益証券発行信託

受益証券発行信託は、受益権を表示する有価証券(受益証券)を発行する信託で、例えば、貴金属を信託財産とする内国商品現物型 ETF や、ETN (指数連動証券) を信託財産とする有価証券信託受益証券として利用されています。

# 有価証券の信託

有価証券の信託は、信託の引き受けの際の信託財産が有価証券である信託で、受託残高は70兆円(平成25年3月末現在)となっています。有価証券の信託には、委託者の目的により、有価証券の貸付運用(レポ取引)等によって収益をあげることを目的とした『運用有価証券信託』、有価証券の利息・配当金・償還金の取立てや新株の払込みなどの管理を目的とした『管理有価証券信託』などがあります。

#### ●運用有価証券信託(賃貸借型)の仕組み



## 証券代行業務

信託銀行は、株式発行会社の委託を受け、株主名簿の管理をはじめ多様な株式事務を 円滑に行っています。わが国の上場会社 97.4%(平成 25 年 3 月末現在)の株式事務を 受託しているほか、外国会社の株式事務も受託しています。

#### ■証券代行業務取扱状況の推移(3月末現在)

(単位:社、千人)

			平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
会	社	数	6,893	6,480	6,427	6,228	6,060
株	主	数	50,853	51,076	52,558	52,560	52,609

## 不動産業務

信託銀行は、不動産の仲介や分譲のほか、企業が保有する不動産の活用のためのコンサルティング、不動産の管理等の幅広い不動産業務を行っています。

また、信託銀行では、不動産鑑定評価の業務も行っており、不動産鑑定士および不動産鑑定士補 565 人 (平成 25 年 3 月末現在)を擁しています。

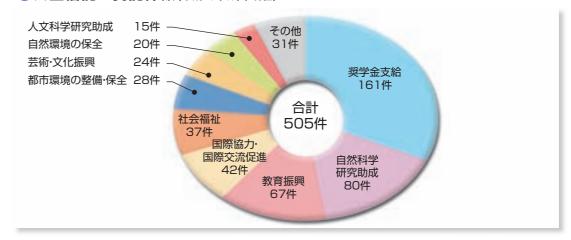
# 3 公益•福祉

## 公益信託

公益信託は、奨学金支給、自然科学研究助成、社会福祉等の公益活動の助成を目的 として、個人や企業が信託銀行等に金銭等の財産を信託するもので、一定の要件を満たす 公益信託には税制上の優遇措置が講じられています。

なお、受託件数は505件、受託残高は596億円(平成25年3月末現在)となっています。

#### ■公益信託の受託件数(平成25年3月末現在)



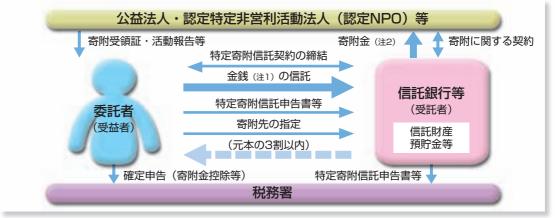
# 特定寄附信託

特定寄附信託は、信託された金銭を運用収益とともに、信託銀行等と契約した公益法人等(公益法人や認定特定非営利法人(認定 NPO)等)のうち、委託者である寄附者が指定した公益法人等に寄附し、公益のために活用する信託です。

委託者である寄附者が寄附する公益法人等を指定することができ、寄附先からの定期的な活動報告により活動状況を知ることができるといった特徴があります。

また、寄附者が寄附金控除等を受けられるほか、運用収益が非課税になるといった税制上の優遇措置もあります。

#### ●特定寄附信託の什組み



- (注) 1. 信託できる財産は、金銭に限られています。
  - 2. 運用収益の全額が、元本とともに寄附金に充てられます。

#### 公益信託の税制

公益信託のうち、一定の要件を満たすものを「特定公益信託」といいます。

また、特定公益信託のうち、 一定の信託目的を有するも のとして主務大臣の認定を 受けたものを「認定特定公 益信託」といいます。

それぞれに金銭を出捐した 場合には税制上の優遇措置 があります。

#### 〔拠出金の税制上の取扱い〕

委託者	特 定 公益信託	認定特定公益信託
個人(	_	寄附金 按 除
(相続財産)	_	相 続 税非 課 税
法人	一般寄附金 として 損金算入	別 枠 損金算入

#### 特定寄附信託の 創設の背景

特定寄附信託は、信託を通じた寄附を促進し、より一層の公益活動を促す観点から、平成23年度税制改正において新たに創設された寄附の制度です。

「どこに寄附したらよいのかわからない」、「寄附金がきちんと使われたのか確認したい」というニーズに応えるため、米国のプランド・ギビング信託制度を参考に、信託を活用した新たな寄附の仕組みとして導入され、公益のために活用されています。

#### 特定贈与信託の拡充

特定贈与信託は、昭和50年 に創設された税制上の制度 です。平成25年度税制改 正において適用対象者の範 囲が拡充され、中軽度の知 的障がい者および障害等級 2級または3級の精神障が い者等が本制度の対象に加 えられました。

## 特定贈与信託

特定贈与信託(特定障害者扶養信託)は、障がい者の生活の安定を図ることを目的とし て、その親族や篤志家等が信託銀行等に金銭等の財産を信託するものです。

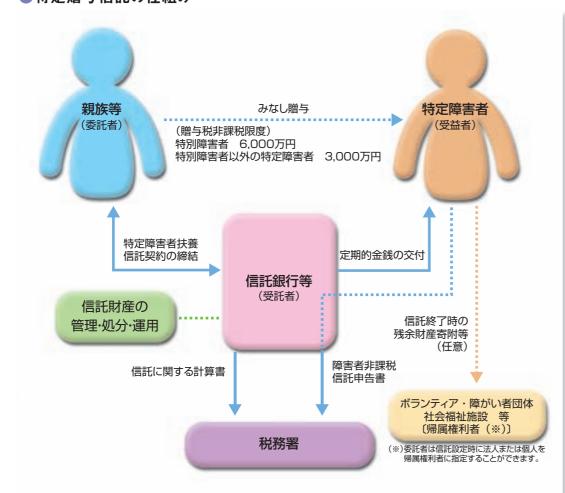
信託銀行等は信託された財産を管理・運用し、特定障害者の生活費や医療費等にあて るため、信託財産の一部から定期的に金銭を交付します。

この信託を利用することにより、特別障害者(重度の心身障がい者)については6千万円、 特別障害者以外の特定障害者(中軽度の知的障がい者および障害等級2級または3級の 精神障がい者等)については3千万円を限度に贈与税が非課税となります。

特定障害者が死亡した際の残余財産は、その相続人または受遺者に交付されます。また、 信託する際に、ボランティア・障がい者団体や社会福祉施設等を指定しておくと、残余財 産を寄附して他の障がい者のために活用することもできます。

なお、受託件数は988件、受託残高は230億円(平成25年3月末現在)となっています。

### ●特定贈与信託の仕組み

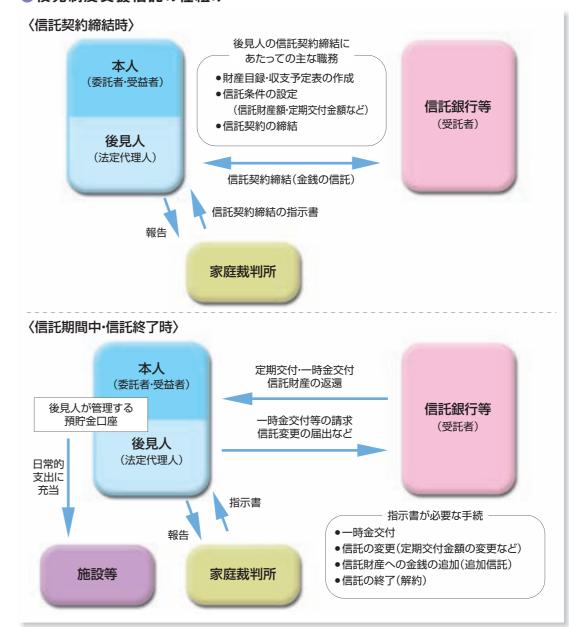


# 後見制度支援信託

後見制度支援信託は、後見制度を本人の財産管理の面でバックアップするための信託で す。この仕組みでは、本人が金銭を信託銀行等に信託し、信託された金銭の中から後見人が 管理する預貯金口座に対して、本人の生活費用などの支出に充当するための定期交付や医療 目的などの臨時支出に充当するための一時金の交付が行われます。

後見制度支援信託では、信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約の手続は、 家庭裁判所の指示書に基づいて行われますので、家庭裁判所の関与のもとで、安全に本 人の預貯金などを保全することができます。

#### ■後見制度支援信託の仕組み



#### 後見制度

後見制度には、成年後見制 度と未成年後見制度とがあ ります。

成年後見制度とは、認知症、 知的障害、精神障害などに よって物事を判断する能力 が十分ではない方(本人)に ついて、本人の権利を守る 援助者(成年後見人など)を 選ぶことで、本人を法律的 に支援する制度です。

未成年後見制度とは、両親 が亡くなるなど未成年者 (本人)の親権者がいなく なった場合に、本人の権利 を守る援助者(未成年後見 人)を選ぶことで、本人を法 律的に支援する制度です。

# 後見制度支援信託の

成年後見開始事件数は高齢 化の進展や介護保険制度の 導入とあいまって急増し、成 年後見制度発足時(平成12 年)に比べると、平成22年 の開始事件数は4倍超の約 3万件となっていました。他 方で、件数の増加に伴って、 不正事例が発生していたこ とも踏まえて、本人の財産 の管理・保護のあり方を含 め、適切な後見事務を確保 するために信託を利用する ことができないかという問 題意識から、最高裁判所事 務総局家庭局の提案で、後 見制度における信託制度の 活用について法務省民事局 および信託協会の三者で勉 強会を開催し、信託制度の 機能を活用して後見制度を 財産管理面で支援するもの として「後見制度支援信託」 の仕組みが平成23年2月 に取りまとめられ、平成24 年2月から取扱いが開始さ れました。

# 信託業界・協会を巡る動向

# 1 主な出来事

### 税制改正要望

#### <平成 25 年度税制改正要望>

信託協会では、平成 24 年 6 月に、次の主要要望項目をはじめとする「平成 25 年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、金融庁等関係省庁をはじめ関係各方面に要望しました。

#### 【主要要望項目】

- 1. 次世代の教育をサポートするための信託に係る贈与税の特例措置 祖父母等が孫等の教育資金を贈与する目的のために設定した信託について、贈与税の課税繰延など、所要 の措置を講じること。
- 2. 特別障害者扶養信託(特定贈与信託)に係る税制措置の拡充 特別障害者扶養信託について、対象となる受益者を一般障害者に拡充するなどの措置を講じること。 また、新信託法や現行の信託税制と平仄を合わせる観点から、所要の税制措置を講じること。
- 3. 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃 企業年金および確定拠出年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。

その結果、平成 25 年度税制改正大綱において、主要要望項目については、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置、特別障害者扶養信託の制度拡充措置が講じられました。

#### <平成 26 年度税制改正要望>

信託協会では、平成 25 年 6 月に、次の主要要望項目をはじめとする「平成 26 年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、金融庁等関係省庁をはじめ関係各方面に要望しました。

#### 【主要要望項目】

- 1. 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃 企業年金および確定拠出年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。
- 2. 個人投資家のインフラ投資を促進するための信託に係る税制措置 インフラ事業に対し円滑な資金供給を行う観点から、信託の機能を活用したインフラ事業への投融資等を行う スキームについて、所要の措置を講じること。
- 3. 少子化問題に対応するために若年層の経済的自立を後押しする信託に係る贈与税の特例措置 子・孫の結婚・出産・子育でを支援するための贈与を目的に設定する信託について、贈与税の課税繰延等 の税制措置を講じること。

### 規制・制度の改革に関する提案

信託協会では、平成 24 年 9 月、政府において実施された「国民の声」(通期募集) に対応して、①信託機能の活用の一層の促進に資する 14 項目、②利便性が高く、安定した企業年金制度の構築に資する 5 項目(合計 19 項目)の要望からなる「規制・制度の改革に関する提案」を取りまとめ、内閣府行政刷新会議国民の声担当室に提出するとともに、金融庁をはじめ関係各方面に要望活動を行いました。

その結果、要望項目のうち、「銀行法の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること」については、金融審議会 金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループにおいてとりあげられ、平成25年1月28日に公表された同ワーキング・グループの報告書において、元本補填のない信託財産として取得・保有する議決権については、議決権保有規制の対象から除外することが適当とされました。

# リーフレット「教育資金贈与信託」の発行

信託協会では、平成 25 年度税制改正において導入された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に基づいて「教育資金贈与信託」の取扱いが開始されたことに伴い、その仕組みや税制などの制度概要を Q&A 形式で紹介するリーフレットを発行しました。

ご希望の方には、当協会ホームページの「刊行物・DVD」のコーナーからお申込 みいただければ、無料で配布しています。



#### ■第88回 信託大会の開催



信託協会は、平成25年4月15日、経団連会館において、第88回信託大会を開催しました。

はじめに、若林辰雄信託協会会長(三菱UFJ信託銀行取締役社長)から「信託機能の活用による経済・ 社会への貢献」および「信託の担い手としての『受託者責任』の発揮」について所信を述べた後、麻生太郎 金融担当大臣、黒田東彦日本銀行総裁からそれぞれご挨拶をいただきました。

また、道垣内弘人東京大学大学院法学政治学研究科教授による「信託法理とその拡大」と題する講演を実施しました。

# 2 信託業界のあゆみ

	年	月	項
	04	٥۵	// · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		2月	任意団体「信託会社協会」設立
	12年	1月	信託法·信託業法施行(大正11年4月公布)
	10年 1	100	信託会社協会は関西信託協会と合併し、「信託協会」と改称
	12年 1		旧信託会社(5社)に対し信託業法による信託業の初免許
	15年	1月	「社団法人信託協会」創立
ロ刀	45		
昭		5月	信託業法の一部改正施行により「財産に関する遺言の執行」および「会計の検査」の両業務追加
和	18年	5月	普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等二関スル法律施行
		6月	証券投資信託法施行 
		6月	貸付信託法施行 大きの人がは行ったこの人が大分を対象
	29年 1		大蔵省が銀行・信託の分離方針を決定
	33年 1		証券代行業務の取扱開始
		4月	適格退職年金信託の取扱開始(平成24年3月 適格退職年金制度の廃止)
	41年 1		厚生年金基金信託の取扱開始
		1月	財産形成信託の取扱開始
		5月	特定贈与信託の取扱開始
	50年 1		財産形成給付金信託の取扱開始
		5月	公益信託の取扱開始
	53年 1		財産形成基金信託の取扱開始
		6月	貸付信託「ビッグ」の取扱開始
	57年 1		財産形成年金信託の取扱開始
		3月	土地信託の取扱開始
	60年 1		金銭信託「ヒット」の取扱開始(平成元年6月 金銭信託「スーパーヒット」の取扱開始)
	63年	4月	財産形成住宅信託の取扱開始
37	24	<i>-</i> B	<b>見見なるまる信託の取扱問題</b>
平		5月	国民年金基金信託の取扱開始
成	4年 1		実績配当型の指定金銭信託(ユニット型)の取扱開始
POG		4月	金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律施行
		7月	信託代理店による信託業務の取扱開始
	5年 1		地域金融機関本体による信託業務の取扱開始
	10年		資産の流動化に関する法律施行
	10年_1 11年		証券会社の顧客分別金信託の取扱開始
		9月	退職給付信託の取扱開始
	13年 1		確定拠出年金法施行
		2月	金融機関ノ信託業務ノ兼営等二関スル法律(兼営法)の一部改正施行(都市銀行等の信託業務の解禁等)
		4月	_確定給付企業年金法施行 改正信託業法施行(受託可能財産の範囲の拡大、信託業の担い手の拡大等)
	16年1 19年		
	19年	эН	改正信託法・信託業法施行(受託者の義務の合理化、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための担急の整備、新しい類別の信託の創設等)
			の規律の整備、新しい類型の信託の創設等)
	004	108	金融商品取引法施行
	23年 1		一般社団法人への移行により「一般社団法人信託協会」と改称
		1月	特定寄附信託の取扱開始 
		2月	後見制度支援信託の取扱開始
	25年	4月	教育資金贈与信託の取扱開始

# 3 信託業界の動き

信託協会、年金資産消失問題を契機とした信託協会の自主的な取組みについて公表 9月 4日 9月 20日 信託協会、規制・制度の改革に関する提案を取りまとめ、内閣府行政刷新会議国民の声担当室に提出 10月 4日 信託協会、「AIJ事案を踏まえた見直し(案)に関する意見」を金融庁に提出 10月 23日 日本エスクロー信託、山田エスクロー信託に商号変更 11月 12日 信託協会、「『金融商品取引業等に関する内閣府令』等改正案に関する意見」を金融庁に提出 11月 12日 信託協会、「厚生年金基金制度の見直しについて(試案)」を社会保障審議会委員長宛に提出

12月 14日 信託協会、「信託の受託概況(平成24年9月末現在)」を発表 12月 20日 信託協会、平成24年度信託研究奨励金の贈呈を決定



平成24年度信託研究奨励金贈呈式(平成25年1月29日)

7	2月 21日	富嶽信託、準社員として信託協会に入会
丈	4月	信託協会、平成25年度信託法寄付講座等を東京大学および早稲田大学に寄付し、4月から開講
5	4月 2日	信託協会会長に若林辰雄三菱UFJ信託銀行取締役社長が就任
F	4月 15日	信託協会、第88回信託大会を経団連会館において開催
	5月 27日	信託協会等、「企業年金(確定給付型)の受託概況(平成25年3月末現在、速報値)」を発表
		信託協会等、「確定拠出年金(企業型)の統計概況(平成25年3月末現在、速報値)」を発表
	6月 7日	信託協会、「公益信託の受託状況(平成25年3月末現在)」を発表
	6月 19日	信託協会、「信託の受託概況(平成25年3月末現在)」を発表

6月 20日 信託協会、平成26年度税制改正要望を決定し、金融庁等関係省庁に提出

# 目的および事業

信託制度の発達を図り公共の利益を増進することを目的として、次のような事業を行っています。

- ①信託に関する調査研究および資料収集
- ②信託業務および信託事務の改善に関する調査企画
- ③関係官庁等に対する提言および相互の連絡、調整
- ④信託の研究振興に関する企画、運営
- ⑤信託の社会的機能等に関する広報活動
- ⑥信託利用者の保護および利便性向上に関する活動
- ⑦相談、苦情処理および紛争解決に関する業務の企画、運営

## 認定個人情報保護団体

認定個人情報保護団体として、加盟会社の 個人情報の適正な取扱いの確保のための 業務を行っています。

# 組織

信託協会の組織としては、総会、理事会および理事会を補佐する機関として一般委員会、さらにその下に各種委員 会、部会等を置いています。

事務局は、企画室、総務・業務・調査の各部のほか、個人情報保護推進室、コンプライアンス推進室、信託相 談所および信託文献センターをもって組織されています。

## 信託協会ホームページ



信託協会ホームページには、信託にご関心のある方 のために「はじめての信託」、信託をもっと知りたい方の ために「もっと信託」のコーナーを設け、信託制度、信 託商品等を掲載しています。

信託協会

検索

### 信託相談所

相談受付時間 午前9時~午後5時15分 (※十・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く)

話 000120-817335

**a** 03-3241-7335

#### 【トラブル解決は「あっせん委員会」へ】

信託銀行等の信託業務等についてのトラブルがなかなか解 決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。 「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、 学識経験者、消費者問題専門家等で構成される中立、公正 な委員会です。

詳しくは、信託協会ホームページをご覧下さい。

http://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/profile04.html

# 信託文献センター

開館時間

午前9時30分~午後4時30分 (※土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く)

# 3 信託協会加盟会社一覧(Fd25年7月末現在)

● 三井住友信託銀行株式会社

- 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ●みずほ信託銀行株式会社
- 株式会社 りそな銀行
- ●ニューヨークメロン信託銀行株式会社
- ●ソシエテジェネラル信託銀行株式会社
- ●株式会社 しんきん信託銀行
- 農中信託銀行株式会社
- ●日証金信託銀行株式会社
- 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ●オリックス銀行株式会社
- 株式会社 琉球銀行
- 株式会社 静岡銀行
- ●株式会社 八十二銀行
- 株式会社 広島銀行
- 株式会社 伊予銀行
- 株式会社 群馬銀行
- 株式会社 阿波銀行
- 株式会社 佐賀銀行
- ●株式会社 肥後銀行
- 株式会社 四国銀行
- 株式会社 千葉銀行
- 神奈川県信用農業協同組合連合会
- DB信託株式会社
- ●トランスバリュー信託株式会社
- ●スターツ信託株式会社
- ●株式会社 山田エスクロー信託
- ●ファースト信託株式会社

- ●ステート・ストリート信託銀行株式会社
- 野村信託銀行株式会社
- ●あおぞら信託銀行株式会社
- 新生信託銀行株式会社
- ●日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- 資産管理サービス信託銀行株式会社
- 株式会社 三井住友銀行
- ●株式会社 沖縄銀行
- ●株式会社 常陽銀行
- ●株式会社 中国銀行
- ●株式会社 百十四銀行
- ●株式会社 福岡銀行
- 株式会社 西日本シティ銀行
- ●スルガ銀行株式会社
- 株式会社 山口銀行
- ●株式会社 東邦銀行
- ●株式会社 新銀行東京
- ●株式会社 整理回収機構
- ●日立キャピタル信託株式会社
- 株式会社 朝日信託
- ロンバー・オディエ信託株式会社
- ●ベルニナ信託株式会社
- サーバントラスト信託株式会社
- 富嶽信託株式会社